

3人乗り(幼児2人同乗用)自転車の貸出を実施しています。



○貸出対象者 次の3つの条件を満たす方

①町内に住所を有し、かつ、居住している方

②貸出日現在、満1歳以上6歳未満のお子さんを2人以上養育されている方

③3人乗り自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に維持管理できる方

○申込期間 随時

○利用期間 利用開始した日から1年以内

※次の利用希望がない場合は、再度申込ができます。

○利用料金 電動アシスト自転車 月額 800円

ギア付自転車 月額 500円

○申込方法 申込書を記入し、野木町こども教育課へ提出してください。

申込用紙はこども教育課又は町ホームページで入手できます。

問合せ先

〒329-0195 野木町大字丸林571番地

野木町教育委員会 こども教育課 子育て支援係 ☎0280-57-4138

○ 貸出対象者

次の要件をすべて満たす方

- (1) 町内に住所を有し、かつ居住している方。
- (2) 貸出しを開始する日現在、満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育している方。
- (3) 3人乗り自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に維持管理出来る方。
- (4) 町税に関して同一世帯員に未納がない方。

○ 貸出台数

- ・電動アシスト自転車 8 台
- ・ギア付き自転車 5 台 計 13 台

※貸出自転車はすべて年に1回安全点検を実施し、赤色 TS マークを貼付しています。

○ 貸出期間

- (1) 3人乗り自転車の引渡しの日から1年以内。
- (2) 養育する幼児のいずれか1人が満6歳となり、かつ、満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育しないこととなる場合、当該幼児の満6歳の誕生日の前日まで。

○ 貸出料金

- ・電動アシスト自転車 月額 800円
- ・ギア付き自転車 月額 500円

※ 貸出開始以降、事情により貸出期間の変更を希望される場合は、町に届け出が必要になります。

※ 貸出料金は月単位とし、日割り計算はしません。

※ 料金は利用開始月に利用期間分を一括で請求します。支払期限までに納付してください。

○ 事故及び盗難等の措置

- (1) 3人乗り自転車の利用に伴う損害等に係る賠償等は利用者の責任となります。
- (2) 貸出期間内に事故が発生した時は警察に届ける等法令上の措置をとり、直ちに町に報告してください。
- (3) 3人乗り自転車の盗難が生じた時は、警察に通報し盗難届受理証明書を交付してもらい、直ちに町に被害状況を報告してください。
- (4) 3人乗り自転車の鍵を紛失又は破損した場合は、直ちに町へ連絡する。なお、鍵に関する費用は利用者の負担となります。

○ 遵守事項

- (1) 善良な管理者の注意をもって、3人乗り自転車を安全かつ適正に使用し維持管理すること。
- (2) 3人乗り自転車を通常の使用以外の目的に使用しないこと。
- (3) 3人乗り自転車を故意に損傷、汚損、改造等で形状を変えないこと。
- (4) 3人乗り自転車を他に譲渡、転貸又は担保に供しないこと。
- (5) 3人乗り自転車を運転する場合、同乗する幼児については必ずヘルメット装着し、安全に努めること。